

- 海外の捜査当局から警察庁に対して、国内のEmotet感染端末に関する情報提供があった。
- 当該情報を、①業界団体（ICT-ISAC）を通じて国内インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に提供し、②ISPが通信ログ（IPアドレスと通信日時）からEmotet感染端末の利用者を特定し、③当該利用者に対してメール等で注意喚起を実施する。
- 注意喚起は、2月22日（月）以降、準備が整ったISPから順次実施する。総務省においても、NOTICEサポートセンターを活用して、利用者からの問合せ対応やISPの支援を行う。

注意喚起の流れ

